

令和7年4月1日

校 長 決 定

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。
- (2) 全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識を持ち、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (3) 学校教育全体を通して、生徒一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」、「いじめを決して見逃さない」という認識と、それを実践できる資質を養い、いじめのない学校づくりを目指す。

## 2 学校及び教職員の責務

学校としてあらゆる教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が生徒一人一人を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重する。そして、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを見過ごさない雰囲気を学校全体で醸成し、生徒が安心して学校生活に取り組むことができるよう、家庭、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見、早期対応に努める。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

#### イ 所掌事項

- いじめ防止等の取組内容の検討、年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめに関する相談・通報への対応
- いじめの判断と情報収集
- いじめ事案への対応決定・報告

## ウ 会議

学期に1回程度定例会議を開催し、取組の進捗状況、評価及び計画の修正等を検討する。又、いじめと疑われる情報があった場合には会議を緊急招集する。

## エ 委員構成

副校長、生活指導主任、各学年生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題に対する対応の充実を図ることを目的とする。

#### イ 所掌事項

- 生徒の問題行動についての未然防止の取組、対応計画の作成・実行・検証・修正
- いじめ防止等の取組内容の検討、年間計画の作成・実行・検証・修正
- 学校だけでは解決できない問題についての対応
- 重大事態、犯罪行為への対応

ウ 原則として年2回。また必要に応じて適宜開催する。

## エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、警察署職員、八王子市青少年育成指導員、PTA 代表、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

- ア すべての授業を通じて人権教育・道徳教育を推進し、規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- イ いじめ防止に関する授業を年間3回実施し、生徒がいじめ問題を自分のこととして考えるよう指導する。
- ウ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- エ ネット犯罪防止講話、セーフティー教室等を通じて、情報教育におけるモラルの向上を図る。
- オ 保護者・地域と連携を密にし、学校いじめ防止基本方針の周知を徹底する。

### (2) 早期発見のための取組

- ア 教育相談体制を充実させ、生徒と学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー等との信頼関係を構築する。
- イ 個人面談及び三者面談等を通じて、学級担任による生徒からの聞き取り調査を実施する。
- ウ いじめ発見チェックシートを活用し、いじめの早期発見に努める。

- エ いじめ防止等に関する研修を実施するとともに、生徒情報については教員間で共有化を図り、いじめの兆候を見逃さないよう努める。
- オ 年度当初に入学生対象のスクールカウンセラー全員面接を実施し、スクールカウンセラーの利用率の向上に努める。

### (3) 早期対応のための取組

- ア いじめ、又はその疑いのある行為を直接発見した場合は、すぐに当該行為をやめさせ、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- イ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認する。
- ウ いじめの事実が確認された場合は、直ちに学校いじめ対策委員会を招集し、早急に対応策を決定する。
- エ いじめに関して、被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。
- オ いじめの再発を防止するため、被害生徒及びその保護者に対する支援と、加害生徒等への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

### (4) 重大事態への対処

いじめにより、生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、東京都教育委員会に報告し、連携して調査・対応に当たる。

- ア 学校いじめ対策委員会及び学校サポートチームを緊急招集し、対応策を協議する。
- イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察と連携して対処する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、誠実に情報を提供する。